

医療と介護を連携する上での留意事項

医療・介護の組織の考え方や状況等の違いを踏まえ、下記内容に留意する必要があることが、全国の事例等でわかってきています。参考に列記します。

- ① 医療情報を介護従事者に情報開示する場合、また介護情報を医療従事者に情報開示する場合は、権限を考慮して開示する範囲を検討すること。
- ② 介護は標準技術がまだ制定されていないため、介護 ICT システムと連携する場合は、ADL、バイタルデータ、生活情報等のテキスト情報を自動的に取り込む方法をベンダーに確認して進めること。
- ③ 医療と介護を統合した場合、「入退院調整時における情報連携」や「在宅診療における多職種間の情報共有」等、連携する業務シーンを確実に合意して、情報の連携方法や開示の範囲や権限の設定をすること。
- ④ 介護情報の取得には、できる限り自動的に情報を取得する方式を実現すること。
- ⑤ 利用者となる医療従事者と介護従事者に対し、セキュリティに関する基本的な教育や指導を徹底して行うこと。
- ⑥ 介護の個人情報の取得に関しても、介護保険番号等を介護レセコンから収集して全域レベルの患者基本情報を構築すること。